

南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画

平成28年10月

南知多町

目 次

1	ごみ処理の現況と課題	1
	(1) ごみ排出量と資源回収量の現状	1
	(2) ごみ処理費用の現状	4
	(3) ごみ処理費の課題	4
2	家庭系収集ごみ有料化の必要性	6
	(1) 家庭系収集ごみ有料化とは？	6
	(2) 有料化の目的	7
	(3) 有料化の導入状況	7
	(4) 有料化の効果	7
3	家庭系収集ごみ有料化の制度内容	8
	(1) 有料化の対象	8
	(2) 手数料負担の仕組み	9
	(3) 手数料の設定	9
	(4) 手数料の減免	10
	(5) 手数料収入の用途	10
	(6) 現在の指定ごみ袋の取り扱い	10
	(7) 実施スケジュール	10
4	その他、総合的なごみの減量と資源化推進の施策	10
	(1) ごみ資源化の推進に向けた施策	10
	(2) 不適正排出等の対策	11
5	家庭系収集ごみ有料化の周知	12
	(1) 住民説明会	12
	(2) 広報活動の充実	13

1 ごみ処理の現況と課題

(1) ごみ排出量と資源回収量の現状

町で処理するごみ（一般廃棄物）は、家庭生活から生じる家庭系ごみと事業活動から生じる事業系ごみに大きく分けられます。

平成26年度の本町の家庭系ごみの排出量は、1人1日当たり744gで、県内市町村の平均535gと比較して、209g多い状況です。これは、県下54市町村のうち、排出量が少ない方から53番目、つまりワースト2というのが現状です。（愛知県一般廃棄物処理事業実態調査から算出）

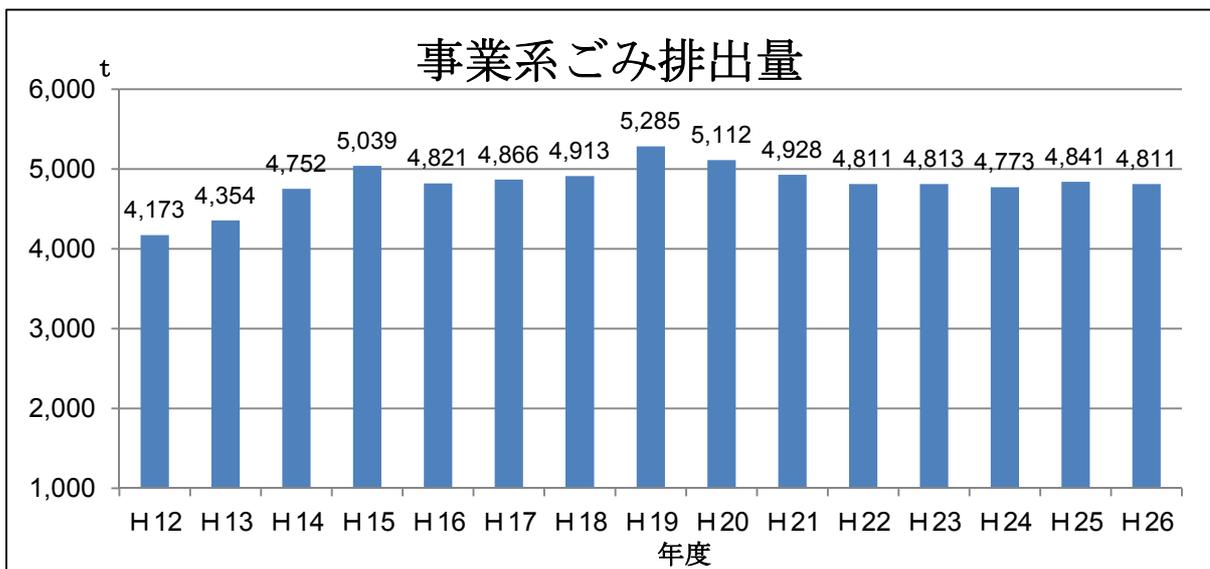
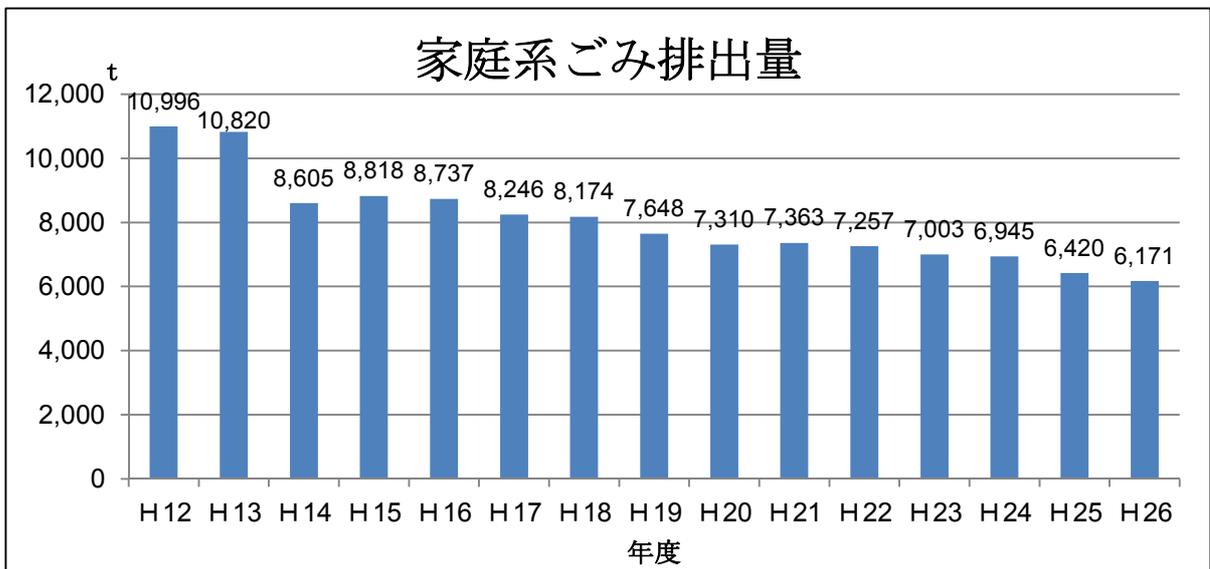
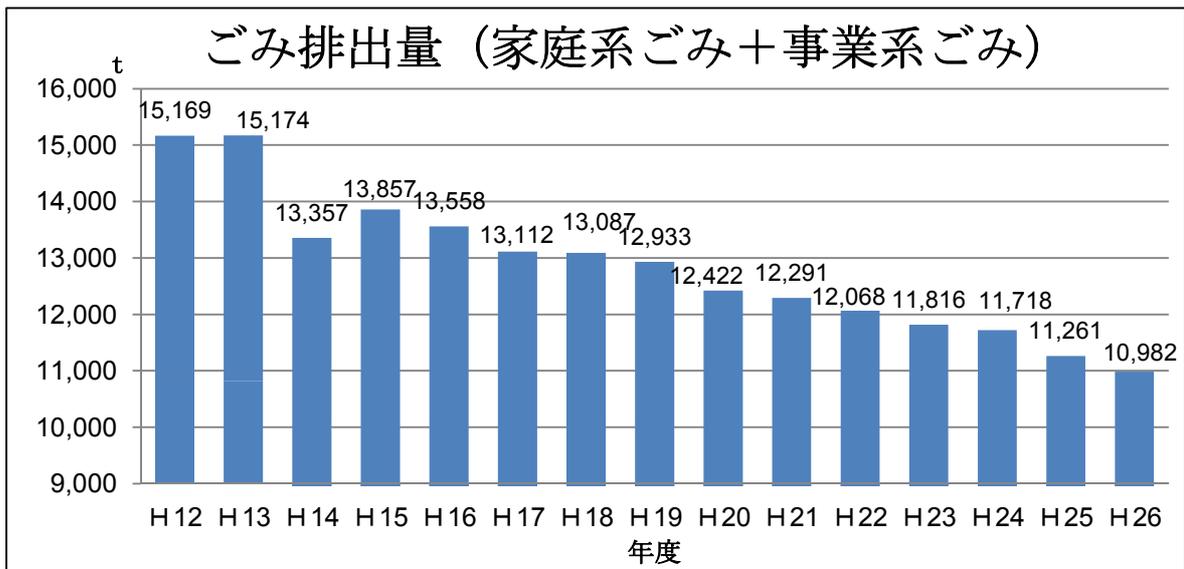
本町の家庭ごみ排出量は、平成14年に指定ごみ袋制度を導入したことにより大きく減少しましたが、その後は、ゆるやかに減少してきています。

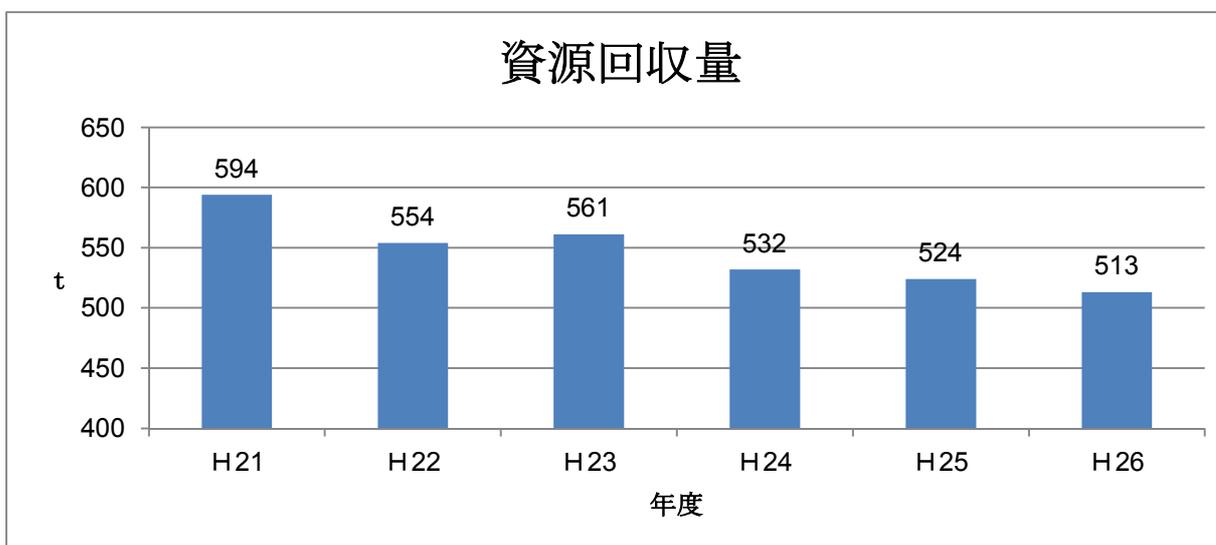
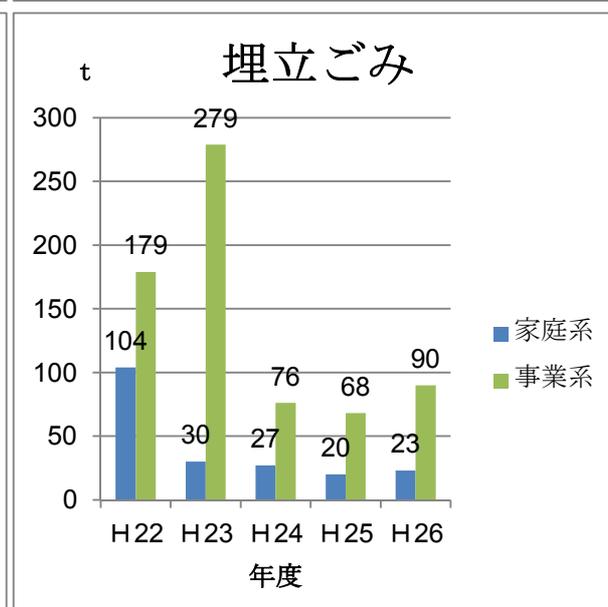
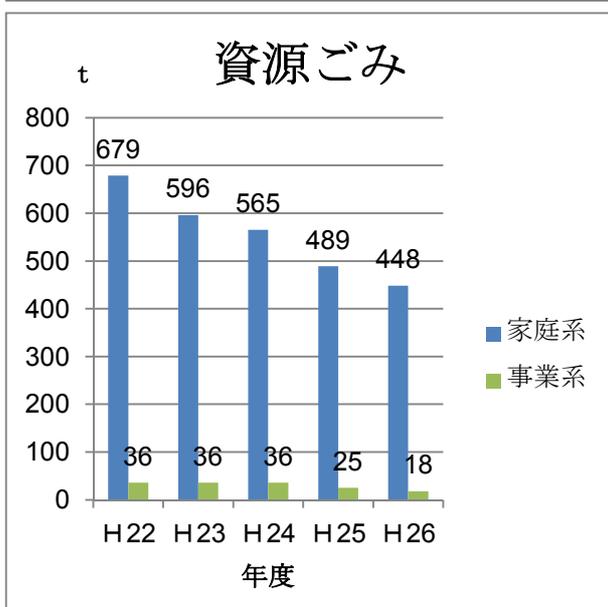
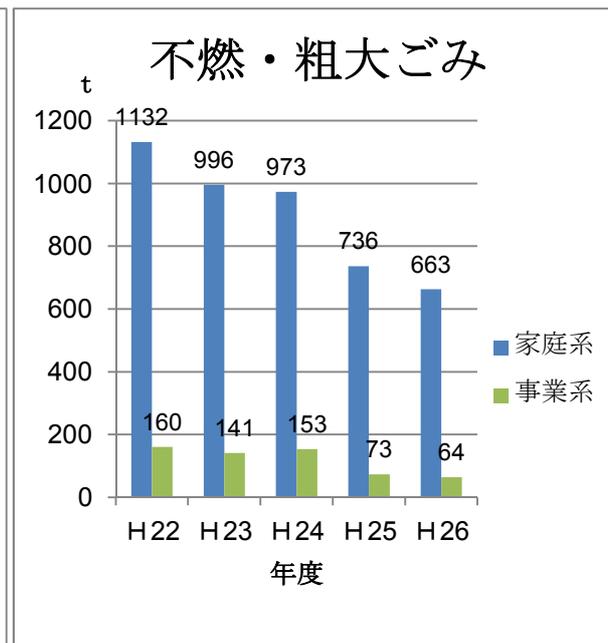
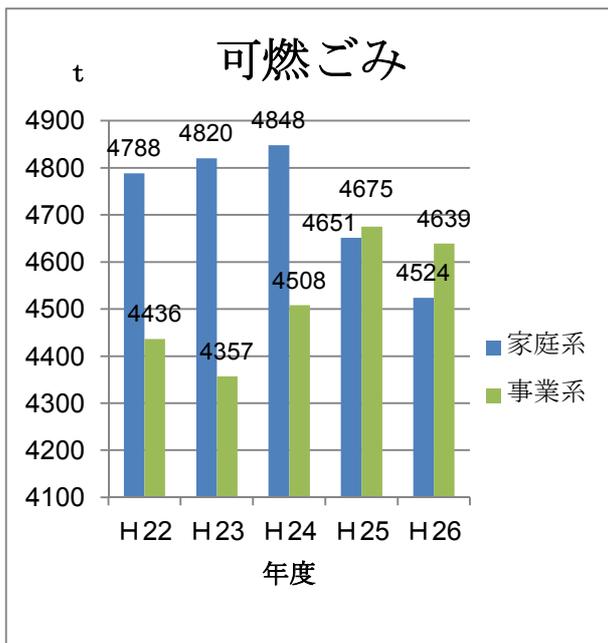
家庭系ごみの排出量が多くなる理由としては、漁業、農業が盛んな本町では、自己消費や近所への「おすそわけ」として魚や野菜がそのまま家庭に持ち込まれる例が多く、調理する過程で不要となった魚のアラや野菜くずなどが生ごみとして排出されることや、観光客が持ち込むごみの処理に加え、海岸に漂着するごみの処理も必要となり、ごみの総量を増加させる要因となっています。

また、事業系ごみの排出量は、景気の動向等に左右されるものの、ここ5年は4千8百トン前後で推移しており、旅館、民宿、飲食店及び水産加工業において排出されるごみの水分量の多さや分別が課題であり、事業系ごみも家庭系ごみ同様、減量や資源化に対する取り組みが必要であると考えられます。

一方、資源回収量は年々減少しています。小中学校等で行われる資源回収量の減少に加え、スーパー等での資源回収や再生可能な紙類（お菓子等の空き箱、紙袋等）及びプラスチック製容器包装（発砲スチロール製のトレイ、シャンプー等のボトル類、卵等のパック類等）の分別回収を実施していない本町では、これらを可燃ごみとして焼却していることが資源回収量の低下原因として考えられます。

こうしたことから、ごみ発生の抑制と資源分別の両立を図り、ごみ減量化と資源化を推進していくことが必要です。





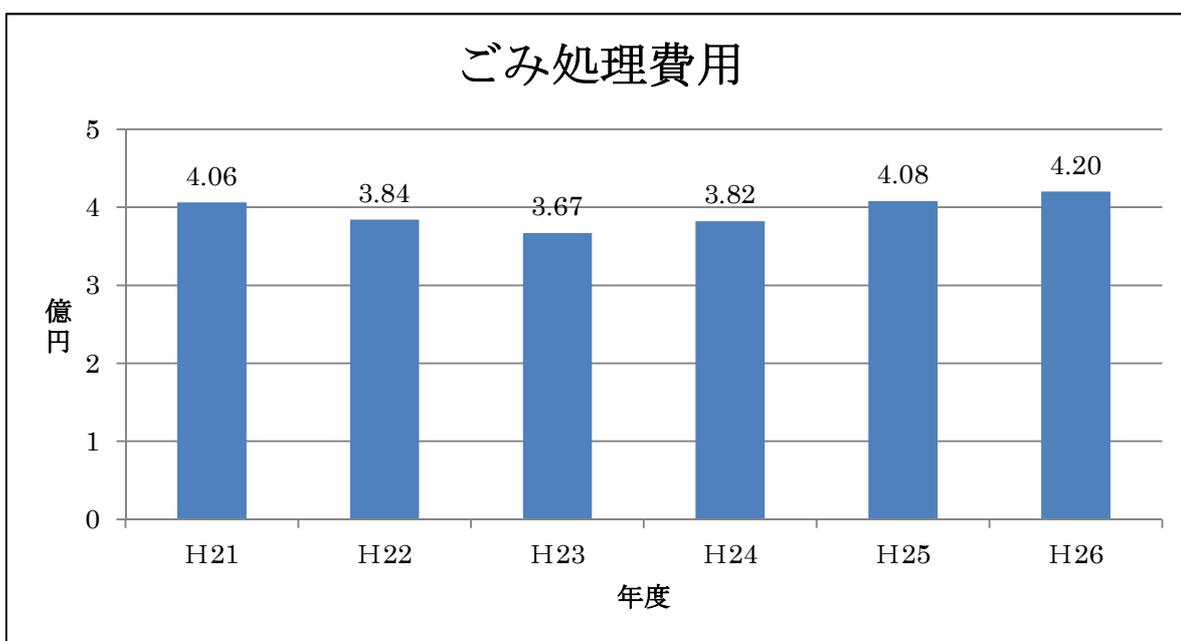
(2) ごみ処理費用の現状

ごみ収集、中間処理（破碎、焼却等）、最終処分（埋立）等のごみ処理には多額の費用が必要です。

現在の焼却施設である知多南部クリーンセンターは稼働から18年が経過し、各種設備の交換が必要となっており修繕費等の維持管理費用が年々増加しています。

平成26年度のごみ処理に係る費用は、全体で約4億2千万円となっており、このうち、家庭系ごみの処理費用分を按分すると約2億3千万円となります。

ごみを適正に処理・処分するためには莫大な費用が必要です。こうした処理費用の軽減を行うためにも、ごみそのものの発生を抑制することや資源分別を推進することで、ごみの減量と資源化に取り組むことは今後のまちづくりにおいても重要な課題と考えます。



(3) ごみ処理費の課題

ア ごみの減量と資源化の推進

持続可能な社会を目指すために必要な循環型社会や低炭素社会づくりを進めていく上で、ごみの発生抑制は重要な課題となっています。

国は、平成25年に「第3次循環型社会形成推進基本計画」において、一般廃棄物の減量目標を「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について平成32年度を目標年次として、平成12年度の約660gを25パーセント減らし約500gにする」と設定し、ごみ減量を強く国民に求めています。

「第3次循環型社会形成推進基本計画」(抜粋) 平成25年5月31日 閣議決定
第3章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

第2節 取組指標

1 入口

(2) 一般廃棄物の減量化(目標を設定する指標)

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭系からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25パーセント減(約500g)とすることを目標とする。

参考までに、本町の平成12年度の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は1,076gです。平成26年度の排出量が744gであることを考えると、減少していますが、それでも国の目標値にするには244g(約33%)の減量(資源化)が必要となります。

これらを踏まえ、本町特有のごみ質特性も考慮し、下記の目標数値を定め、家庭から排出されるごみが減量するよう、効果的な施策に取り組まなくてはなりません。

また近年、資源回収量も減少していることから、資源化を推進するための施策も必要となります。

南知多町減量化目標値

	平成26年度 実績	平成34年度 目標値	減量目標数値
家庭系全体	6,171t	4,766t	1,405t
家庭系1人1日当たり	744g	573g	171g
事業系全体	4,811t	3,431t	1,380t

イ ごみ処理負担の公平性

ごみ処理費用の財源が全て税金で賄われている現状は、住民にとって排出量に応じた費用負担とはなっていません。このため、ごみの分別や減量に努力している人もそうでない人も同様の費用負担を求められることは、努力している人から見れば不公平感があると考えられます。

排出量に応じたごみ処理費用の負担を住民に求め、負担の公平性を図る施策を推進して行くには、ごみの減量と資源化の推進を積極的に努力した住民は、負担が軽減される仕組みづくりが必要です。

ウ 多大な費用を要するごみ処理費

- ① 稼働から18年を経過した現在の焼却施設は、毎年、多額の修繕費用を必要とし、経常的なごみ処理費用は今後も増加傾向にあります。
- ② 平成34年度の共用開始を目指し、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町の2市3町共同で新しいごみ処理施設の建設（ごみ処理の広域化）を予定しており、そのために多額の費用が必要となります。
また、共用開始後は、処理量に応じて各市町の分担金が計算されるため、ごみの減量や資源化に努め、負担の軽減を図らなければなりません。
- ③ 家庭系ごみの減量や資源化のため、再生可能な紙類やプラスチック容器包装のリサイクルを推進するには、新たな中間処理費が必要となります。しかし、分別を実施し、ごみの減量を進めればその分ごみ処理費用の軽減に繋がるばかりでなく、リサイクル率向上による循環型社会の構築にも役立ちます。
こうした中、本町の財政状況は町税収入の落ち込み等により、慢性的な財源不足となっていることから、行政において適正なごみ処理に必要なルートと財源を確保しながら、住民一人ひとりがごみの分別・削減に取り組むことが求められています。

2 家庭系収集ごみ有料化の必要性

(1) 家庭系収集ごみ有料化とは？

本町の指定ごみ袋制度は平成14年度より導入されていますが、手数料の上乗せがない一定規格の「指定ごみ袋」を排出者が購入し、定期収集ごみ排出時に使用することを義務付けているものです。指定の袋を購入することから、広い意味でこれを「有料化」という場合がありますが、排出者には、ごみ袋の作成に係る実費負担があるものの、ごみ処理費用の負担を求めているわけではありません。

ここから説明する「家庭系収集ごみ有料化」は、家庭の日常生活から排出されるごみを適正に処理するための費用の一部を、排出量に応じた手数料として直接、住民に負担を求める仕組みのことです。

なお、国は平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で「家庭系ごみ有料化」を自治体の役割として推進すべき施策としています。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針」(抜粋) 平成17年5月改正 環境省

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

…経済的インセンティブ(=動機付け)を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

(2) 有料化の目的

家庭系収集ごみ有料化は、ごみ減量(資源化)が家計の支出減につながるという経済的な動機付け(=インセンティブ)を活用して、ごみに関する住民の意識を大きく転換することによって、即効性のある大幅なごみ減量(資源化)を達成することを最大の目的としています。

ごみ減量を考えることは資源化の推進にもつながり、循環型社会の形成にとって、非常に大きな効果があるとされています。

また、ごみの減量と資源化の推進に取り組んだ効果が、直接、経済的な負担減として反映されるため、公平性を実感することができます。

先行する他の自治体の取り組みからも、その有効性が報告されており、家庭ごみの減量と資源化の推進に積極的に取り組んできた住民にとってはさらなる意識高揚につながり、取り組みに消極的だった住民にとっては、ごみ減量の意識を持ち始める転機となることが期待されます。

さらに、家庭系収集ごみ有料化による手数料収入は、ごみの減量と資源化の推進を始めとした環境施策のための財源とします。

こうしたことから、本町では、ごみ処理の課題である「ごみの減量と資源化の推進」「ごみ処理負担の公平性」「多大な費用を要するごみ処理費」に対応するため、家庭系収集ごみ有料化を検討することとしました。

(3) 有料化の導入状況

愛知県下で実施しているのは54市町村中14市町村(平成26年度)。知多半島内では常滑市、東海市で実施されており、知多市では平成29年4月1日から実施します。美浜町を含めた残りの市町においても関心の高い自治体が多く、今後導入が進んでいくと考えられます。

(4) 有料化の効果

家庭系収集ごみ有料化によって、本町では、次のような効果を期待しています。

ア ごみの減量と資源化の推進

ごみ排出量に応じた費用負担によって、ごみ減量による経済的な利点を実感しやすくなり、ごみ減量と資源化の推進に対する関心が高まります。

併せて、ごみと資源の適正な分別を推進することによって、現在では可燃ごみに混入されている紙類やプラスチック類が再生可能な資源として回収されることで、ごみ排出量そのものは減少し、資源回収量が増加することが期待できます。

平成24年10月より有料化を実施した常滑市においては、導入前の平成23年度と完全導入後の平成25年度の1人1日当りの家庭系ごみの排出量を比較すると12.7%の削減効果が現れています。

常滑市減量実績

年 度	平成23年度	平成25年度
1人1日当り家庭ごみ排出量	659g	575g
平成23年度との差	△84g	
削減率	12.7%	

イ 4Rの推進に向けた住民意識の向上

ごみの減量と資源化の推進への関心が高まることによって、ごみになるものを家庭に持ち込まない、不要になったものは譲る・貸す等、これまでの生活様式を見直す契機になるとともに、循環型社会や低炭素社会づくりに寄与することができます。

※4Rとは？…ごみを減らすための環境行動を表すキーワード

リフューズ (Refuse) 不要なものはもらわない「断る」

リデュース (Reduce) ごみそのものを減らす「発生抑制」

リユース (Reuse) 何回も繰り返して使う「再利用」

リサイクル (Recycle) 分別して再び資源として利用する「再生利用」

ウ 負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じて手数料を賦課することは、ごみ減量(資源化)を実践している住民の努力が報われることになり、ごみ処理に係る費用負担の公平化につながります。

エ ごみ処理費用の削減と財源確保

家庭系収集ごみ有料化で得た手数料を、ごみの減量と資源化の推進を始めとした環境施策推進の財源として活用することにより、ごみ排出量の減少を図り、処理施設の負荷軽減や、ごみ処理にかかる費用の削減が期待されます。

3 家庭系収集ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化の対象

本町のごみ排出総量の6割以上を占める家庭系ごみの対策を講じることが効果的と考えられることから、有料化の対象とするものは、ごみ集積場所で定期収集している家庭系ごみの「可燃物」とします。

また、家庭系ごみの知多南部クリーンセンターへの直接持込みごみについても、指定ごみ袋での搬入を義務付けることも検討が必要です。

(2) 手数料負担の仕組み

手数料の負担と徴収については、住民が分かりやすく、ごみの減量と資源化の推進に対する効果が高く、負担の公平性が確保されるとともに、運用が容易で簡素な仕組みが必要です。

ア 賦課方法の考え方

先進地の例では、①ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例制」②排出量が一定量となるまでは手数料が無料で、これを超えると比較的高額な手数料を課する「一定量無料型」等の方式が見られますが、住民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する①の「排出量単純比例制」が適当であると考えます。

イ 徴収方法の考え方

住民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性も確保される等の利点から、指定ごみ袋の作成に係る実費にごみ処理費用の一部を手数料として上乗せした価格を、指定ごみ袋の「販売価格」とし、指定ごみ袋を購入することが「手数料の支払い」となる「指定ごみ袋制」が適当であると考えます。

世帯構成等によって、ごみ排出量に差があることから、複数の大きさ（3種類程度）の指定ごみ袋を作成し、大きさに応じた料金を設定することで、排出量に応じた手数料負担が可能になります。

(3) 手数料の設定

手数料の料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再生

利用推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準等を考慮する必要があります。このため、住民にとって過度な負担とならず、かつ、慣れによる効果の減退の発生につながらないことを踏まえた金額設定とします。

また、知多南部クリーンセンターへの直接持ち込みごみの取り扱いについては、運搬経費は排出者が負担していますが、処理費用は収集ごみと変わらず必要であり、ごみ減量や資源化の推進のため有料化の対象として考えます。

ただし、知多南部衛生組合の構成町である美浜町との協議が必要です。

(4) 手数料の減免

有料化の主な目的が「ごみの減量」であることを考えると、努力による排出量の削減が困難なごみについての手数料は、費用負担の公平性から配慮が必要です。排出削減が困難なごみとして、乳幼児、高齢者、障がいのある方が利用する紙おむつが考えられます。

これらのことに対処するため、先行する自治体の例を参考に、一定枚数の指定ごみ袋の配布又は紙おむつ限定とした透明ごみ袋での排出の許容等の対応を考える必要があります。

(5) 手数料収入の使途

家庭系収集ごみ有料化に伴う手数料収入は、ごみの減量と資源化の推進を始めとした環境施策推進の財源として活用します。具体的には、ごみ処理費用や再生可能な紙類・プラスチック製容器包装のリサイクル化を推進するための新たな中間処理費等の支出のための財源とします。

(6) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

現在の指定ごみ袋の取り扱いについては、有料化の実施までに極力、使い切るように住民に周知します。その上で、残ったごみ袋は有料化実施後の指定ごみ袋と等価交換（※）する等の対応を考えます。

※ 現在の指定ごみ袋（旧袋）45Lの価格を12円/枚とし、有料化実施後の新袋の価格を45L=50円、15L=15円と仮定した場合の例として、旧袋の販売単位の10枚⇒新袋45L2枚+15L1枚と交換する。

(7) 実施スケジュール

家庭系収集ごみ有料化の実施には、平成28年度にごみ減量化推進住民会議による基本計画を策定した後、詳細な実施計画の作成や、導入に向けた準備期間及び十分な周知期間が必要となります。

年度ごとの実施スケジュールは次のとおりです。

完全実施までのスケジュール（予定）

平成 28 年度	住民会議の開催と基本計画の策定 有料化に向けての詳細を定めた実施計画の策定
平成 29 年度	ごみ減量、資源化施策の実施
平成 30 年度	容器包装リサイクルの検討
平成 31 年度	住民説明会を始めとする周知期間
平成 32 年度	有料化の実施

4 その他、総合的なごみの減量と資源化推進の施策

家庭系収集ごみ有料化は、ごみの減量（資源化）にとって効果的な施策の一つですが、導入に伴い懸念される「ごみの不適正排出」等を防止するための対策を強化することも重要です。

また、家庭系収集ごみの有料化だけでなく「混ぜればごみ、分ければ資源」というスローガンがあるように、ごみの資源化を推進する施策を併せて行うことが重要です。

このことから、次の様な施策を実施していきます。

なお、施策によっては地域の事情を考慮して、全町一律の対応に限定することなく、地域ごとに可能な対応をしていきます。

(1) ごみ資源化の推進に向けた施策

ア ミックスペーパー※及び容器包装のリサイクル実施

現在、可燃ごみの中に多く混入している、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装は、資源化が図れる有力な品目です。そのため、資源として回収する必要があるため、平成 29 年 10 月実施を目標に収集方法の検討を行います。

※汚れた紙と資源回収を行っている新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック以外の再生利用可能な紙類

イ 生ごみと草木類の減量化と資源化

家庭系ごみの多くを占める生ごみの減量化には、水切り後の排出が有効であることを、周知徹底する必要があります。

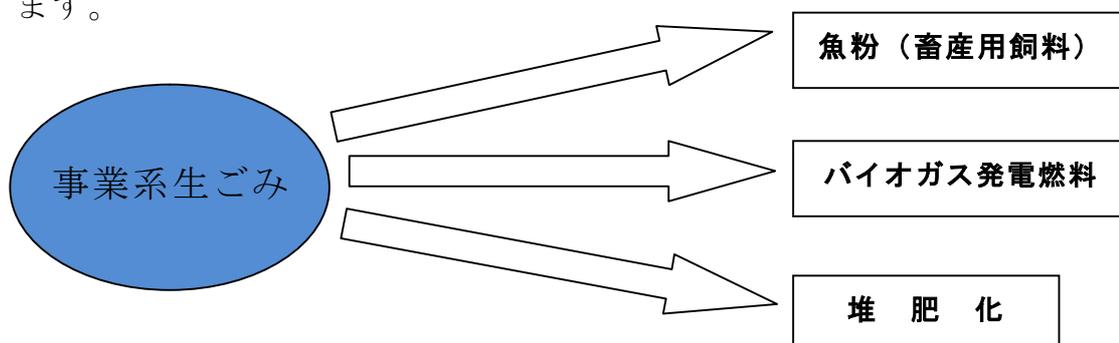
また、本町では草木類の排出が多いことから、これらを資源化し、有効活用することが可能になれば、直接的にごみの減量につながります。収集と処理に掛かる費用や適正な収集方法等を踏まえて、資源化について検討していきます。

ウ 資源の受け入れ態勢の充実

資源回収の機会拡充のために、エコステーションの設置等を現状のごみ収集場所箇所数（※）や、今後のごみ処理の広域化を考慮しながら、検討していきます。ごみ収集場所：104ヶ所、分別収集所：54ヶ所

エ 事業系ごみの資源化

事業系ごみについては、排出事業者本人が処理責任を負うものではありますが、資源化を推進するため、資源化方法の提案を行っていきます。



(2) 不適正排出等の対策

家庭系収集ごみ有料化の実施に伴い、不適正排出（ルール違反）、不法投棄等が生じないように、地域との協働で、周知や啓発を充実していきます。

ア 不適切排出（ルール違反）対策

不適切排出を防止するため、指定ごみ袋以外での排出や、分別の不徹底等のルール違反について、排出元調査等を行い、適正排出を指導します。

また、家庭系収集ごみ有料化の実施前後には、地区のごみ集積所へ看板を設置し、制度と分別の周知に努めます。

現在、家庭系ごみに混入している一部の事業系ごみについては排出者を特定し指導を行っていきます。

イ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、必要に応じて、投棄されやすい場所への監視装置等の設置や、関係機関と協力した情報収集と巡視等による監視を強化します。

5 家庭系収集ごみ有料化の周知

家庭系収集ごみ有料化の円滑な実施には、目的や制度等についての住民の理解と協力が不可欠なため、説明会や積極的な広報活動等を行います。

(1) 住民説明会

行政区単位の説明会の開催等、多様な機会をとらえて家庭系収集ごみ有料化について住民に周知します。

説明会では、家庭系収集ごみ有料化の内容や仕組みの他に、ごみの減量・資源化推進のため、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装のリサイクル回収事業の説明も行います。

(2) 広報活動の充実

ア 広報誌やホームページによる周知

「広報みなみちた」で周知する他に、ホームページを活用した情報提供を行い、積極的に報道機関への情報提供し、住民に情報を伝えます。

また、家庭系収集ごみ有料化の実施後は、有料化によるごみ減量の成果とその評価等を広報等に掲載し、住民のごみ減量化行動の動機付けにつなげます。

イ パンフレット等による周知

家庭系収集ごみ有料化の内容や効果、ごみと資源の分別方法等について分かりやすいパンフレットを作成し、全戸配布します。

また、公民館等公共施設や商店等へのポスター掲示とチラシ配布を行います。

ウ その他の周知

各種団体等への出前講座や会議、イベント等の機会を利用して、積極的に周知します。

南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画

平成28年10月

発行 南知多町役場

編集 南知多町役場厚生部環境課

〒470-3495

南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL0569-65-0711 FAX0569-65-0694

E-mail kankyo@town.minamichita.lg.jp

URL <http://www.town.minamichita.lg.jp>